居宅介護支援重要事項説明書

1　事業所の概要

事業所名	甲府南指定居宅介護支援事業所
所在地	甲府市住吉５丁目２４－１４
事業者指定番号	１９５０１８００１６
管理者・連絡先	小林　久弥　連絡先（電話）０５５－２４２－０５００
サービス提供地域	甲府市・笛吹市石和町・中央市（旧玉穂町）・昭和町

2　事業所の職員体制等

職種	業務内容	人員
管理者	従事者の管理及び業務の管理	１名
介護支援専門員	居宅サービス作成と要介護認定調査	2名以上
主任介護支援専門員	支援困難ケースのケアマネジメント	１名以上
事務職員	業務に必要な事務	１名（非常勤１名）

3　営業日及び休業日

営　業　日	平日　　午前９時から午後６時まで ※緊急やむを得ない場合は除く。２４時間連絡体制を整備。
休　業　日	土・日・祝日　　夏季休暇８月１３日～１５日 年末年始１２月２９日～１月３日

4　サービス提供方針

（１）　事業所の介護支援専門員は、指定居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう利用者及び当該家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容及びこれを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた居宅サービス計画を作成します。

（２）　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

5　利用料金

（１）居宅介護支援については、利用者のかたの負担はありません。但し、あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、厚生労働大臣が告示する費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行いたしますので、この証明書を後日、自らが在住する市町村の窓口に提出して払い戻しを受けてください。

（２）通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費をいただく。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただく。
通常の事業の実施地域を越える距離につき、１ｋｍ毎に５０円

6　相談窓口、苦情対応

（1）当事業所のお客様相談・苦情担当
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担　当：　　小林　久弥　　電話　０５５－２４２－０５００

（2）その他
当事業所以外に、市町村の介護保険相談窓口と国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

・ 各市町村相談窓口担当
甲府市　電話　055-237-5473
笛吹市　電話　055-262-4115
中央市　電話　055-274-8558
昭和町　電話　055-275-6497

・ 国民健康保険団体連合会　　電話　０５５－２２３－２１１１

7　当事業所の概要

法人種別　：　医療法人　立星会
代表者職・氏名：　管理者　小林　久弥
名　称　：　甲府南指定居宅介護支援事業所
所在地　：　甲府市住吉５丁目２４－１４
電話番号　：　０５５－２４２－０５００

当居宅支援事業所は主任介護支援専門員を配置しております。
また、２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しております。
介護支援専門員に対して計画的に研修を実施し、支援困難事例に対して受け入れる体制を整備しています。

8　関係機関への情報提供

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報及びご家族の個人情報を必要に応じて提供させていただくことがあります。
障害サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との綿密な連携に努めていきます。

9　医療と介護の連携
（1）利用者、ご家族は医療機関へ入院された場合には、担当介護支援専門員の氏名を入院先の医療機関へ提供して頂きますようご依頼するものとします。
（2）利用者が医療系サービスを希望している場合等は、利用者の同意を得て主治等

の意見を求めることとし、この意見を求めた主治等に対してケアプランを交付するものとします。

（３）サービス事業所等から伝達された利用者の状況、モニタリングの際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うものとします。

１０　中立公正なケアマネジメント
居宅サービス計画書に位置づけるサービスについて、複数の事業所の紹介を求める事ができるものとします。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求めることができるものとします。

１１　秘密の保持
事業所の職員は、利用者又は、その家族について業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
従業者であった者に、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

１２　個人情報の取扱いについて
業務上知り得た個人情報については、法令・ガイドラインを遵守する。
法人として個人情報保護規程を策定し、個人情報を収集、利用する場合の取扱いについて定めます。
個人情報保護方針と利用目的を明確にし、公表します。※別紙１参照

１３　事故発生時の対応
利用者に対し、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともにその状況等についても記録するものとします。
サービスの提供により事業所の責めに帰すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１４　感染症対策の強化
感染症が発生し、又はまん延しないように講じます。感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに（おおむね６か月に１度）その結果について従業者に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１５　事業継続計画の作成等
感染症や災害発生時における利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた事業継続計画を策定し、定期的に見直しを行います。また、従業者に対し事業継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

１６　高齢者虐待防止の推進
虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する

委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。虐待の防止のための指針を整備し従業者に対して、虐待防止のための研修会を定期的に実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

１７　身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載することとします。

１８　当事業所におけるケアプランのサービス利用割合

※別紙２参照

同　意　書

令和　７年　　月　　日

サービスの契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者　所在地　　甲府市住吉５丁目２４－１４

名　称　　甲府南指定居宅介護支援事業所　印

説明者　所属　甲府南指定居宅介護支援事業所

氏　名　　印

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明をうけ、個人情報保護を含む全ての内容について同意します。

利用者　住　所

氏　名　　印

（家族の代表
又は代理人）　　住　所

氏　名　　印